

令和5年第7回日進市農業委員会議事録

開催日時	令和5年7月27日(木) 15時00分
招集の場所	日進市役所 本庁舎 第1会議室
出席委員	会長 1番 市川 豊 会長 委員 2番 岩本 直美 委員 3番 福岡 幹弘 委員 4番 牧 正行 委員 5番 水野 俊弘 委員 6番 曾根 大祐 委員 7番 武田 住男 委員 8番 山本 裕子 委員 9番 萩野 淑子 委員 10番 萩野 章 委員 11番 尾関 洋子 委員
欠席委員	
会議事件説明のため出席した者の職氏名	
職務のため出席した者の職氏名	事務局 局長 村瀬 厚 書記 青山 侑嗣 書記 津田 卓也

付議事項	議案第1号 議案第2号 議案第3号 議案第4号 専決第1号 専決第2号 専決第3号 その他	農業委員会の法令順守の申し合わせ決議について 農地法第5条第1項の規定による許可申請について 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について 農業経営改善計画書について 農地法第3条の3第1項の規定による届出について 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について 現況証明願について 認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に係る事業計画書について
------	--	--

開会	(15:00) 事務局長 議長 事務局長 議長 事務局長 議長 事務局長 議長 議長	<p>本日は、11名の委員さんにご出席いただきました。定足数に達しておりますので、只今より令和5年第7回農業委員会を開催させていただきます。</p> <p>それでは、会長より挨拶をいただいた後、議事の取り回しをお願いいたします。</p> <p>(挨拶)</p> <p>議案に入る前に本日の議事録署名者は、2番の岩本直美委員と3番の福岡幹弘委員の両名ですのでお願いいたします。なお、今回初めての委員も見えるので、会議の基本ルールについて後ほど事務局から説明してもらいます。</p> <p>本日の会議に傍聴の申し出はございますか。</p> <p>本日の会議に傍聴の申し出はございませんでした。</p> <p>それでは、議案に入る前に、今回から定例の総会となるため、会議に関する基本ルールとして日進市農業委員会会議規則について事務局から説明してもらいます。</p> <p>(説明 日進市農業委員会会議規則)</p> <p>説明が終わりましたが、何かご質問はございますか。</p> <p>質問もないようですので、それでは議案に入ります。</p> <p>議案第1号「農業委員会の法令順守の申し合わせ決議について」を議題とします。</p> <p>それでは、事務局から説明をお願いします。</p> <p>「農業委員会の法令順守の申し合わせ決議」とは、令和元年10月以降に連続して発生した農業委員会の不祥事を受け、令和元年11月28日に全国農業会議所が開催した令和元年度全国農業委員会会長代表者集会において、「農業委員会の委員等の綱紀保持に関する申し合わせ」が決議されました。</p> <p>日進市農業委員会として綱紀保持の姿勢を強く打ち出すため、改選後最初の総会で議決いただくものになります。</p> <p>それでは、内容について読み上げて提案させていただきます。(読み上げ 農業委員会の法令順守の申し合わせ決議について)</p> <p>議案第1号の案件について、説明が終わりましたが、何かご意見・ご質問等はございますか。</p> <p>ご意見・ご質問もないようですので、採決を取りたいと思います。</p> <p>議案第1号「農業委員会の法令順守の申し合わせ決議につ</p>
----	---	--

	<p>議長</p> <p>事務局</p>	<p>いて」賛成の方は、挙手をお願いします。</p> <p>(挙手をする)</p> <p>全員賛成ということで、議案第1号については、原案のとおり可決とします。</p> <p>議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。</p> <p>それでは、事務局から説明をお願いします。</p> <p>新任の方もいますので、暫くは、細かく解説をしながら進めさせていただきます。</p> <p>農地法では、優良な農地を確保する為に、農地の「売買・貸借・転用」には制限があります。その中で、農地法5条では、市街化を抑制すべき区域である市街化調整区域の農地を住宅や駐車場等農地以外のものに転用する目的で、所有権等の土地の権利の設定・移転をする場合には、農業委員会を経由して都道府県知事の許可が必要となっています。</p> <p>転用の許可については、立地基準と一般基準があり、その両方の基準に合っているかどうか審査のポイントになります。基準の内容については、お手元の表の農地転用フロー図の黄色枠と青枠をご覧ください。</p> <p>それでは、議案第2号の18番の案件について説明します。なお、議案番号につきましては、1月の第1回の総会議案からの連番となっております。</p> <p>場所につきましては、2ページ下段の地図をご覧ください。</p> <p>黒で塗りつぶしている箇所が申請地で、あかいけ屋下保育園から南西に約80mの位置に所在し、登記地目・現況地目は畑で面積は2筆合計で406㎡です。</p> <p>申請者は申請地の西側、黒枠の場所で、社会福祉事業を営んでおります。</p> <p>現在、使用している駐車場が使えなくなることから、駐車場の確保が必要になったため、事業所の近隣である申請地をやむを得ず選定したことになります。</p> <p>まず、立地基準である農地法第5条第2項第1号の農地区分について、お手元の表の第3種農地であり、第3種農地は原則転用許可であるので、立地基準は支障ありません。</p> <p>続いて、一般基準については、農地法第5条第2項の第3号から第6号です。表の裏面をご覧ください。</p>
--	----------------------	---

		<p>第3号の「農地を転用して申請に係る用途に供することが確実と認められるか」について、資力については自己資金で造成します。また転用の妨げとなる権利を有するものについては、該当ありません。許可を受けた後、遅滞なく、申請地を申請に係る用途に供する見込みについては、許可後から令和6年1月までに完了する計画とされています。他の行政庁の許可・認可等については、該当ありません。計画面積の妥当性については、施設の駐車場という事業目的の実現に適正な面積規模と認められます。</p> <p>第4号の周辺農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれについては、支障がない計画となっております。排水についても、自然浸透とし、既設のブロックにより周辺農地に対する影響もないと思われます。</p> <p>第5号について、農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障がないかについては、申請地に農用地利用集積計画と農用地区域を定める計画がないので、支障はありません。</p> <p>第6号の一時転用に関する項目については、該当ありません。</p> <p>以上のことから、一般基準についても、事務局で確認し支障ありません。</p> <p>議案第2号の案件について、説明が終わりましたが、何かご意見・ご質問等はございますか。</p> <p>既存の駐車場が使えなくなるとのことだが、何台あって、どうして使えなくなったのか。足りなくなれば順次駐車場を造成できるのでしょうか。</p> <p>元々12台です。借りていた土地が住宅になることから、隣地に駐車所を造成することになったものです。農地を駐車場にするということであれば、農地法の基準に基づき許可できるものかを審査します。</p> <p>対象地は低い土地か。 道路よりも高いです。 前面の道路は細いが造成時の工事車両は大丈夫か。 表面に砕石を敷く程度の造成で、大量の土砂の搬入搬出はありません。 賃借権は何年か。</p>
議長		
委員		
事務局		
委員		
事務局		
委員		
事務局		
委員		

	<p>事務局 委員 事務局 委員 事務局 委員 委員 議長</p> <p>議長</p> <p>事務局</p> <p>議長</p>	<p>10年の計画となっています。</p> <p>10年後に駐車場がまた足りなくなってしまうのか。</p> <p>わかりませんが、申請地を更新する等があると思います。</p> <p>使えなくなった駐車場は農地転用による駐車場か。</p> <p>平成22年に許可された駐車場です。</p> <p>道路から高い農地だが経緯は分かるか。</p> <p>経緯までは分かりません。</p> <p>他に、ご意見・ご質問もないようですので、採決を取りたいと思います。</p> <p>議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」賛成の方は、挙手をお願いします。</p> <p>(挙手をする)</p> <p>全員賛成ということで、議案第2号については、原案のとおり可決とします。</p> <p>続きまして、議案第3号「生産緑地に係る主たる従事者についての証明願について」を議題とします。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p> <p>それでは、議案第3号の案件について説明します。</p> <p>生産緑地地区は、市街化区域内の農地の保全を目的に、都市計画法で指定された農地であります。当該農地で農業に主に従事する者が死亡もしくは故障等により農業に従事することが不可能になった場合や生産緑地地区の都市計画の公告日から30年が経過した場合には、当該農地の買取り申し出を行うことができ、その際に、農業委員会が、当該生産緑地の主たる従事者が誰であるかの証明をする必要があります。</p> <p>それでは、6番の案件について説明します</p> <p>場所につきましては、3ページ下段の地図をご覧ください。</p> <p>対象地は、米野木駅から北に約750メートルの位置に所在する1筆になります。</p> <p>この生産緑地は、名古屋市南区にお住まいの64歳の申請者が所有し、主たる従事者として農地利用していた生産緑地ですが、関節症により農作業ができない旨の医師の診断が出ています。</p> <p>以前は、申請者が生産緑地の主たる従事者であったことを証明することには問題ないと思われます。</p> <p>議案第3号について、説明が終わりましたが、ご意見・ご</p>
--	--	--

	<p>委員</p> <p>事務局</p> <p>委員</p> <p>事務局</p> <p>委員</p> <p>委員</p> <p>議長</p> <p>議長</p> <p>事務局</p>	<p>質問等がございますか。</p> <p>名古屋市南区から通っていたのか。急に関節症になったのか。</p> <p>聞取りしましたが、南区から通われていたようです。急かは分かりませんが、現地には作付けしていた形跡はありました。</p> <p>作付けは稲か。</p> <p>芋を植えていたようです。</p> <p>米野木台では最後の田である。耕作されていた様子ではありません。</p> <p>やれないのであればそれ以上は言えないな。</p> <p>他に、ご意見・ご質問もないようですので、採決を取りたいと思います。</p> <p>議案第3号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について」賛成の方は、挙手をお願いします。</p> <p>(挙手をする)</p> <p>全員賛成ということで、議案第3号については、原案のとおり可決とします。</p> <p>続きまして、議案第4号「農業経営改善計画書について」を議題とします。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p> <p>議案第4号の案件について説明します。</p> <p>まず、この「農業経営改善計画書」の手続きについて説明します。</p> <p>農業経営改善計画の認定とは、農業経営基盤強化促進法第12条第1項において、「市町村の区域内において農業経営を営み、又は営もうとする者は、農林水産省令で定めるところにより、農業経営改善計画を作成し、これを市町村に提出して、当該計画が適当である旨の認定を受けることができる」とされています。</p> <p>この認定をうけることにより、「認定農業者」になることができます。</p> <p>そして、この認定にあたっては、前述の基盤強化法第12条第5項に「同意市町村は、第一項の認定の申請があった場合において、その農業経営改善計画が次に掲げる要件に該当するものであると認めるときは、その認定をするものとす</p>
--	--	---

る。」とあります。次に掲げる要件とは、「①基本構想に照らし適切なものであること②農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること③その他農林水産省令で定める基準に適合するものであること」であります。

議案第4号の案件は、日進市が認定をする経営改善計画について、農業委員会の意見を聴取するものになります。

それでは、今回、2者の計画書の提出がありますので、順にご説明いたします。

1件目の申請者につきましては、現在もすでに認定農業者であります。

平成30年9月に認定農業者となり、前回の認定から間もなく5年が経過し、この令和5年9月5日で認定の期限が満了するために、再認定を受ける為に申請されたものになります。

それでは、計画の内容について簡単に説明いたします。

4ページをご覧ください。

農業経営体の営農活動の現状及び目標ですが、営農類型は、施設野菜でトマトの生産をしています。

農業経営の現状及びその改善に関する目標ですが、年間所得が現状84万円で、5年後の目標を300万と設定しています。

農業経営の規模拡大に関する現状及び目標は、作付面積は現状のままで、生産量は現状10tから目標を20tとしています。

5ページをご覧ください。

生産については、前段にもありましたように、十分に生産できていない現状があるようで、過去に、愛知県の技術担当も指導に入っているようです。目標を達成する為に、植物の弱体化の原因の解明に努めることとしています。

経営の管理については、会計ソフトによる管理を引き続き取り組むこととしています。

農業従事の態様の改善については、臨時雇用者の確保を計画しています。

続きまして、2番目の申請者について説明いたします。

7ページをご覧ください。

2番目の申請者についても、平成20年10月に認定農業

		<p>者となり、今回3回目の更新になります。前回の認定から間もなく5年が経過し、令和5年9月5日で認定の期限が満了するために、再認定を受ける為に申請されたものになります。</p> <p>それでは、計画の内容について簡単に説明いたします。</p> <p>農業経営体の営農活動の現状及び目標ですが、営農類型は、果樹類でブドウの生産をしています。</p> <p>農業経営の現状及びその改善に関する目標ですが、年間所得が現状1,100万で目標を700万と設定しています。これは、息子への経営分割を見越して、設定されたものになります。</p> <p>農業経営の規模拡大に関する現状及び目標につきましても、経営分割を見越して、作付面積を現状320aで目標80aと設定しております。</p> <p>8ページをご覧ください。</p> <p>生産については、今後は、新品種・新栽培技術を導入し、高品種に特化することで高収入化を図ることとしています。</p> <p>経営管理については、複式簿記記帳を継続し、今後は、パソコンによる複式簿記記帳・パソコンソフトに栽培管理を行うこととしています。</p> <p>農業従事の態様の改善に関する現状と目標措置については、現状決まった休日がないようですが、今後は、栽培面積を減らし、役割分担を明確にして、作業の効率化を図ることとしています。</p> <p>いずれの申請も、新規申請とは違い、そのときの経営環境に対応しつつ、経営内容を点検し、改善すべき点を明確に意識した上で、新たな経営改善の目標を設定されたものになっており、日進市の基本構想に照らし、適切なものと判断され、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであると判断されるので、認定農業者に再認定することに支障はないものと思われます。それでは、審議のほどよろしくお願いたします。</p> <p>議長 議案第4号について、説明が終わりましたが、何かご意見・ご質問等がございますか。</p> <p>委員 1番の方の経営の構成だが、母親の年齢が69歳となっているが同級生で誕生日が早ければ68歳になるはずです。</p> <p>事務局 確認します。</p>
--	--	---

	委員	<p>1番の方が、現状から収入を300万にするには努力しないといけないと感じた。</p>
	事務局	<p>2番の方は、息子も認定農業者で、減らす農地は息子に譲渡されるイメージでよいか。</p>
	議長	<p>そうです。</p>
	議長	<p>他に、ご意見・ご質問もないようですので、採決を取りたいと思います。</p>
	議長	<p>議案第4号「農業経営改善計画書について」賛成の方は、挙手をお願いします</p>
	議長	<p>(挙手をする)</p>
	事務局	<p>全員賛成ということで、議案第4号については、原案のとおり可決とします。</p>
	事務局	<p>続きまして、専決について、事務局より報告をお願いします。(事務局より報告。専決について一括で報告)</p>
	議長	<p>専決1号 3条届出 3件</p>
	議長	<p>専決2号 4条届出 1件</p>
	議長	<p>専決3号 5条届出 6件</p>
	議長	<p>専決について、何かご意見・ご質問等がございますか。</p>
	議長	<p>ご意見・ご質問等がないようですので、専決については、終わります。</p>
	事務局	<p>続きまして、その他について事務局より報告をお願いします。(事務局からその他について一括で報告)</p>
	事務局	<p>・現況証明願について</p>
	事務局	<p>・認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に係る事業計画書について</p>
	事務局	<p>その他について、何かご意見・ご質問等がございますか。</p>
	委員	<p>電気通信事業の鉄塔だが、撤去して、移設している。</p>
	事務局	<p>撤去については把握していない。</p>
	委員	<p>順番に移設して転用する心配があると感じた。</p>
	委員	<p>現況証明だが、建築されてから20年か。</p>
	事務局	<p>建築されてからである。</p>
	委員	<p>作って知らん顔すれば宅地になってしまうか。</p>
	事務局	<p>転用許可が必要であるが、20年以上前の申請を遡って作成することは難しい。</p>
	事務局	<p>また、過去に転用許可を取っている可能性もあるが、20年以上前の申請は確認できない。</p>

	議長	<p>新たに発覚したものについては、復旧か追認か連携をとって検討をする。早期発見したものは対応をしていきます。</p>
	議長	<p>他にご意見・ご質問等がないようですので、その他については終わります。</p>
	事務局	<p>事務局よりその他事務連絡などがありましたら、お願いします。</p>
	事務局	<p>(事務連絡)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・来月の農業委員会 (8月28日 午後3時 本庁舎4階第1会議室) ・活動記録について ・農地パトロールについて
	議長	<p>それでは、これをもちまして、令和5年第7回農業委員会を終了させていただきます。</p> <p>長時間、ご審議いただきまして誠にありがとうございました。</p>